

Antitrust/Competition Newsletter

2025年3月号(Vol.21)



弁護士 加賀美 有人
TEL. +1-646-255-1158
(ニューヨーク)
aruto.kagami@morihamada.com



弁護士 高宮 雄介
TEL. 03-6266-8744
yusuke.takamiya@morihamada.com



弁護士 筑井 翔太
TEL. 03-6212-8394
shota.tsukui@morihamada.com



弁護士 門田 航希
TEL. 03-5293-4848
kouki.kadota@morihamada.com



弁護士 齊藤 理木
TEL. 03-5220-1925
rick.saito@morihamada.com



弁護士 管 優太郎
TEL. 03-5220-1932
yutaro.suga@morihamada.com

「企業取引研究会報告書」の公表について

I. はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」といいます。)及び中小企業庁(以下「中企庁」といいます。)は、2024年7月22日から同年12月17日にかけて、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について下請法を中心に検討することを目的に、企業取引研究会(以下「本研究会」といいます。)を開催しました。そして、公取委及び中企庁は、同月25日、本研究会における議論を取りまとめた「企業取引研究会報告書」(以下「本報告書」といいます。)を公表しました¹。

公取委及び中企庁は、下記Ⅱ.で詳述するように、これまでも適切な価格転嫁の実現に向けた様々な取組みを行ってきました。そして直近では、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止等が盛り込まれた下請法

¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/1225_kigyotorihiki_repot.html。なお、意見募集の結果は2025年2月21日に公表されました(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250221_kigyotorihiki_iken.html)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

の改正法案が 2025 年 3 月 11 日に閣議決定され²、現在開会中である第 217 回通常国会に提出される予定です。

本報告書は、こうした適切な価格転嫁の実現へ向けた取組みを含む優越的地位の濫用規制や下請法をめぐる公取委及び中企庁の近時の考え方を示すものとして、今後の下請法の解釈・運用や規制強化の方向性を把握する上で参考にすべきものといえます。そこで本稿においては、これまでに行われてきた公取委及び中企庁による取組み等について簡単に触れた上で(Ⅱ.)、これらを踏まえて公表されるに至った本報告書の概要(Ⅲ.)についてご紹介します。

Ⅱ. 適切な価格転嫁の実現に向けた取組み等の状況

以前、当事務所のニュースレター([Antitrust/Competition Newsletter 2023 年 10 月号\(Vol. 8\)](#))でもお知らせしたように、公取委及び中企庁は、2021 年 12 月 27 日の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」³の公表を皮切りに、適切な価格転嫁の実現に向けた様々な取組み等を継続的に行っています。

主な取組みの例として、公取委は、2022 年 1 月 26 日、下請法に関する運用基準を改正するとともに、労務費等の上昇に伴い下請法上留意すべき点を明らかにする形で「よくある質問コーナー(下請法)」の更新を行いました⁴。これにより、労務費等のコストの上昇分を取引価格に反映せずに従来通りに取引価格を据え置く行為が、下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがあることが明確化されました。また、公取委は、同年 2 月 16 日、「よくある質問コーナー(独占禁止法)」を更新し、同様の行為が独占禁止法上の「優越的地位の濫用」にも該当するおそれがあることを明確化しました⁵。

そして、公取委は、上記のような価格の据置き行為が疑われる事案に関する実態を把握すべく、2022 年に独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査を実施しました(以下「2022 年緊急調査」といいます。)⁶。2022 年緊急調査では、受注者及び発注者に対する書面調査のほか、任意での立入調査を含む個別調査が実施されました。また、公取委は、2023 年及び 2024 年に特別調査を行い(以下「2023 年特別調査」及び「2024 年特別調査」といいます。)^{7 8}、2022 年緊急調査と同様の書面調査や立入調査のほか、過去の調査で注意喚起対象となった事業者や事業者名公表の対象となった事業者に対するフォローアップ調査を実施しました。なお、2022 年緊急調査及び 2023 年特別調査では、相当数の取引先に対する協議

² https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311_kakugikettei.html

³ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf

⁴ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>

⁵ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216_1_Yuuetutekitiiranyoumizenboushita_isakuchousashituNo.html

⁶ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html

⁷ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231227_tokubetucyosakekka.html

⁸ なお、2024 年特別調査では、後述の労務費転嫁交渉指針に基づく発注者・受注者の行動のフォローアップも行われました。
(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216_tokubetucyosakekka.html)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

を経ない取引価格の据置き等が認められた事業者について事業者名が公表されました。2024 年特別調査においてもそうした事業者について事業者名を公表する方針で個別調査が実施されており、近々、同様の公表が行われることが予想されます。

また、公取委は、2023 年 3 月、2022 年緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、「令和 5 年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し⁹、適切な価格転嫁の実現に向けて、独占禁止法又は下請法に違反する事案に対してより積極的かつ厳正に対処していく姿勢を示しました。さらに、同年 11 月には、内閣官房及び公取委の連名により、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(労務費転嫁交渉指針)が策定・公表され¹⁰、労務費の適切な転嫁に向けて事業者が採るべき行動等が示されました。

上記のような公取委や中企庁による積極的な取組みの結果、価格交渉や価格転嫁の動きが活発化したものの、2023 年特別調査の結果等からは価格転嫁の環境整備の必要性も指摘されました。また、下請法の主要な改正が行われて約 20 年が経過する中で、現在の経済実態への対応や、適正な取引が透明性の高い形で実現される環境整備についての検討が必要とされました。本報告書は、こうした問題意識の下、公取委及び中企庁によって開催された本研究会での議論を踏まえたものとして公表されるに至ったとされています。

Ⅲ. 本報告書の概要

1. 全体像

本報告書は、「第 1 デフレ型の商慣習からの脱却の必要性」及び「第 2 デフレ型の商慣習からの脱却に向けて」の 2 項目から構成されています。「第 1」では、本研究会が下請法を中心に優越的地位の濫用規制のあり方について現状の課題とその対応案を検討するに至った経緯、並びに、優越的地位の濫用規制及び下請法の概要について説明がなされています。また、「第 2」では、各論点について、下表のように、下請法の見直し(下請法の改正についての事項)の観点と、独占禁止法(優越的地位の濫用)及び下請法の運用及び執行の見直しの観点から、それぞれ検討がなされています。

下請法の見直し(第 2 の 1)	独占禁止法及び下請法の運用及び執行の見直し(第 2 の 2)
(1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点 (買ったたき規制の在り方)	(1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点 (買ったたき規制の在り方)
(2) 下請代金等の支払条件に関する論点	(2) 下請代金等の支払条件に関する論点
(3) 物流に関する商慣習の問題に関する論点	(3) 物流に関する商慣習の問題に関する論点

⁹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301_r5actionplan.html

¹⁰ <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

(4) 執行に係る省庁間の連携の在り方に関する論点	(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点
(5) 下請法の適用基準に関する論点(下請法逃れへの対応)	(5) 型等の無償保管の問題に関する論点
(6) 「下請」という用語に関する論点	(6) 将来的な課題について
(7) その他の課題について	

本稿では、各論点に対する検討が行われている「第 2」のうち、特に上記いずれの観点からも検討がなされている 3 つの論点((1)~(3))について解説します。

2. 各論

(1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点(買ったたき規制の在り方)

ア 下請法の見直しの観点(第 2 の 1(1))

本研究会においては、近年のような労務費等のコストの上昇局面や生産量の減少等の場合における価格の据置き等の行為について「現在の『買ったたき』規制の要件には合致しにくいものの、『下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫』されているとの指摘があり、その要因の一つとして、親事業者と下請事業者の間で「実効性のある協議が行われていないという課題が指摘されている」ことを踏まえ、現行の下請法の買ったたき規制のほかに、下請代金の額の決定に関して規制する行為類型があり得るかの検討が行われました。当該検討に関して、本研究会の委員からは、単価の見直しや価格交渉が行われていないなどといった取引の実態等に係る指摘や、実質的な協議を促すような交渉のプロセス面に着目した規律の必要性に関する意見が出されました。他方で、親事業者に対する多様な下請事業者との交渉の要求が取引の打切り等につながるおそれがあるとして、新しい行為類型の創設に慎重な意見も出されました。

本研究会は、こうした意見を踏まえ、「解決の方向性」として、現在の下請法の「買ったたき」規制とは別途、実効的な価格交渉が確保されるような取引環境を整備する観点から、例えば、給付に関する費用変動等が生じた場合において親事業者が一方的に下請代金を決定する行為を規制する必要があると結論付けました。

イ 独占禁止法及び下請法の運用及び執行の見直しの観点(第 2 の 2(1))

本研究会では、上記アで示された課題について、下請法での手当とは別に、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を実現する観点から講ずべき施策として、独占禁止法上の取扱いについても検討が行われました。本研究会では、「優越ガイドライン等に具体的な違反事例を示し、発注者と受注者双方の理解を深めることが必要」であるなどといった委員からの意見を踏まえ、上記アで示された方向性での下請法改正の趣旨

を優越的地位の濫用の考え方にも当てはめ、優越ガイドライン等で想定事例や考え方を明確にし、より実行的な取組みとすることを検討する必要があると結論付けられました。

(2) 下請代金等の支払条件に関する論点

ア 下請法の見直しの観点(第2の1(2))

現行の下請法においては、下請代金の支払遅延による下請事業者の資金繰りへの支障等を防止する観点から、下請代金の支払遅延の禁止の規定と、給付受領日から60日以内かつできる限り短い期間内において支払期日を定める義務の規定が設けられています。そして、これまでは、下請代金の支払いは現金払が原則とされつつ、手形の交付については現金払と同様に取扱われてきました。しかし、手形は資金繰りの負担を下請事業者に求める手段として用いられてきた実態があり、また、近年では、手形の発行残高が大きく減少傾向にあるといった商慣習の変化も生じています。本研究会では、こうした課題を踏まえ、下請法における手形の取扱い等をどのように考えるかについて検討がなされました。

本研究会では、「下請法の趣旨に立ち返り、廃止する方向で検討すべき」であるなどといった委員からの意見を踏まえ、親事業者の下請代金の支払いについて、①手形を支払手段として使用することを認めないこと、及び、②その他の金銭以外の支払手段(電子記録債権、ファクタリング等)であって支払期日までに下請代金の満額の現金と引き換えることが困難であるものを認めないこと、が必要であると結論付けられました。

イ 独占禁止法及び下請法の運用及び執行の見直しの観点(第2の2(2))

本研究会では、上記アで示された課題解決のために下請法における手形の取扱いを見直す場合、親事業者にも資金繰りの問題が生じ得ることから、サプライチェーン全体における手形の利用の廃止に向けた取組みについても検討が行われました。また、併せて、金融機関への振込手数料等を受注者(下請事業者)が負担させられているという商慣習についても検討がなされました。これに関し、委員からは、下請法が適用されないサプライチェーン全体において支払サイトを短くする取組みの必要性や、銀行振込手数料等は民法の原則どおり発注者(親事業者)が負担するのが合理的な商慣習であるなどといった意見が示されました。

本研究会では、こうした意見を踏まえ、①「約束手形の利用の廃止」の実現に向けては、下請法が適用されない取引においても手形の廃止や支払サイトを短くしていく対策が必要であること、及び、②決済に伴う手数料については、発注者が負担することが合理的な商慣習であると考えられること、が示されました。特に②に関しては、決済手段の利用に伴う費用を下請事業者に負担させる行為については、合意の有無にかかわらず下請法違反に当たるよう解釈を変更し、下請法運用基準上で明示すべきとされました¹¹。

¹¹ なお、本研究会では、製造委託取引に関して、有償支給原材料の対価の支払いに関連して下請代金から「原材料代」を一方向的に相殺する行為についても、下請法上の減額等の違反行為となり得る旨の考え方を明示すべき旨が示されました。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

(3) 物流に関する商慣習の問題に関する論点

ア 下請法の見直しの観点(第2の1(3))

従来の運用においては、発荷主から運送事業者への運送業務の委託は自家使用役務の委託取引と整理され、下請法の適用対象とはされず、独占禁止法に基づく「物流特殊指定」に基づく規制が行われてきました。しかし、近年では独占禁止法上の問題につながるおそれのある行為がみられた荷主の数が600名前後で高止まりしており、運送事業者からも発荷主が値上交渉に応じない等の声が寄せられていました。本研究会は、こうした状況を踏まえ、発荷主・運送事業者間における諸課題に関する下請法における取扱いについて見直すべき点があるか検討を行いました。当該検討に関して、委員からは、運送事業者が着荷主の示す条件や指示に従って作業を行っているという取引の実態等に係る指摘や、運送に係る取引も下請法の対象取引と類似の構造があるといえるのではないかなどといった意見が示されました。他方、下請法の適用により発荷主に生じる負担への配慮が必要であるなど、下請法の適用対象拡大に対して慎重な意見も出されました。

本研究会では、こうした意見を踏まえ、取引構造の類似性や、簡易・迅速かつ効果的な問題行為の是正の必要性に鑑み、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引とすべきと結論付けられました。同時に、新たに下請法の適用対象となる取引の内容等について、事業者の予見可能性の確保への配慮の必要性が示されました。

イ 独占禁止法及び下請法の運用及び執行の見直しの観点(第2の2(3))

本研究会では、上記アで示された課題について、着荷主や発荷主と下請運送事業者の間における荷待ち等のように、直接の取引関係のない事業者間における課題についても検討が行われました。当該検討に関して、委員からは、サプライチェーンの各関係者の間で適切な契約関係が結ばれるような取組みの必要性や、着荷主と発荷主の間における契約条件の明確化の必要性等について意見が示されました。

本研究会では、こうした意見を踏まえつつ、独占禁止法や下請法は取引関係のない当事者間には適用されず、そうした当事者の問題には規律を及ぼすことが困難であることから、事業所管省庁の有する制度と連携して課題に対応する必要があるとの考え方が示されました。その上で、「上記以外にも関係省庁の制度との連携も含めて、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁が様々な可能性を追求していくことが求められる」と結論付けられました。

IV. まとめ

上記Ⅱ.でご紹介したように、公取委や中企庁においては、運用基準の改正や指針の策定、大規模な調査の実施を含む、適切な価格転嫁の促進に向けた積極的な取組みを継続して行っており、当該取組みは今後さらに活発化していくことが予想されます。そして、そうした状況下において、本研究会を通じて下請法の見直しや独占禁止法及び下請法の運用及び執行に関する議論が行われ、その結果が本報告書の形で公表

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

されたことを踏まえると、本報告書の内容は、今後の公取委や中企庁における下請法の解釈・運用や規制強化の方向性に影響を与えるものと考えられます。実際にも、2025年3月11日に閣議決定された下請法の改正案には、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形払等の禁止、運送委託の対象取引への追加が盛り込まれており、上記Ⅲ.で紹介した本報告書の検討内容が反映されています。

そのため、発注者や下請法上の親事業者は、今後、独占禁止法及び下請法上のコンプライアンスに取り組むに際し、本報告書において示された考え方に十分留意する必要があります。特に、上記のとおり、下請法の改正が予定されていることを踏まえると、改正後の下請法及びその解釈・運用に適合するよう社内ルールをアップデートするとともに、改正法に基づく公取委や中企庁の取組み及び執行状況を注視し、専門家の助言を得ながら、発注・下請取引に関する慎重な判断・運用を行っていく必要があるといえます。

(執筆者:高宮 雄介、門田 航希、菅 優太郎)

米国司法省反トラスト局による企業コンプライアンス・プログラム評価指針 (Evaluation of Corporate Compliance Programs in Criminal Antitrust Investigations)の改訂

I. はじめに

2024年11月12日、米国司法省反トラスト局(DOJ Antitrust Division。以下単に「DOJ」といいます。)は、2019年に公表した反トラスト法違反刑事被疑事件にかかる調査における対象会社のコンプライアンス・プログラムの評価指針(Evaluation of Corporate Compliance Programs in Criminal Antitrust Investigations。以下「本指針」といいます。)の改訂を発表しました(以下「改訂指針」といいます。)¹²。

本指針は、価格カルテル、入札談合、市場分割カルテル、独占行為、および調査妨害といったシャーマン法(the Sherman Act)違反の刑事被疑事件の起訴または量刑の判断に際して、反トラスト局の検察官が捜査対象とされた企業のコンプライアンス・プログラムがどの程度有効に機能していたかなどの検討に際しての考慮要素や留意点などを列挙しており、特に米国で事業を行う企業にとっては、反トラスト法遵守にかかる重要なガイドラインとして参照されてきました。

改訂指針は、2024年9月にDOJの刑事局(Criminal Division)により公表された「企業のコンプライアンス・プログラムに関する評価基準」(Evaluation of Compliance Programs (ECCP))の改訂版¹³の内容が反映されているほか、企業が考慮すべき事項を本指針よりも具体的に列挙しております。

¹² [Evaluation of Corporate Compliance Programs in Criminal Antitrust Investigations](#)

¹³ ECCP改訂版に関する解説は、当事務所ニュースレター[Crisis Management Newsletter 2024年11月号\(Vol.39\)](#)をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

本ニュースレターでは、改訂指針における主要な改訂事項について解説いたします。

なお、日本では 2023 年 12 月に公取委が「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心として」¹⁴を公表しており、関連資料として参照価値が高いといえます。

II. 改訂の概要

1. 民事上の反トラスト法違反リスクについても本指針が適用され得ることの明記

改訂指針の“Introduction”において、同文書が刑事被疑事件の処理方針に主眼を置いてはいるものの、適切な企業コンプライアンス・プログラムの存在は、民事上の違反リスクの軽減としても機能する旨が明記されました。

民事上のリスクには、競争が制限された市場における競争を回復するための衡平法上の救済 (equitable relief) を求める民事訴訟、連邦政府が被害者を代表して行う 3 倍賠償請求訴訟 (treble damages actions)、ハート・スコット・ロディノ法 (Hart-Scott-Rodino Act) 違反への課徴金が挙げられるところ、コンプライアンス体制を強固にすることで上記民事上のリスクを軽減できるのみならず、仮に違反が生じたとしても、速やかな自己開示、是正措置、および適切な捜査協力に繋がるとされています。

また、民事上の反トラスト法違反被疑事件の調査におけるコンプライアンス・プログラムの有効性を評価する際の考慮要素は、刑事事件の捜査における考慮要素と同様であることから、改訂指針が民事および刑事のいずれとの関係でも有用であることが強調されています。

2. 企業内コンプライアンス文化および意識の担い手としての全管理職の重要性

企業のコンプライアンス・プログラムが有効に機能しているといえるためには、企業の経営層 (senior leadership) のみならず、全管理職 (managers at all levels) においてコンプライアンスが社内文化として根付いており、意識付けができていることが重要とされており、コンプライアンスを意識すべき役職の範囲が拡大されました。

また、本指針で列挙された検察官が企業における反トラスト法にかかるコンプライアンス・プログラムを調査する際の考慮項目のうち、コンプライアンスが社内文化として根付いているか (Culture of Compliance) という点について、以下の項目が具体化・追記されました。

¹⁴ 同ガイドラインに関する解説は、当事務所ニュースレター [Antitrust/Competition Newsletter 2023 年 2 月号 \(Vol.12\)](#) をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

(1) 経営層および管理職のコミットメント

- 反トラスト法の遵守および違反時における是正措置にあたって経営層および管理職がコミットメントを示したか
- 経営層および管理職が利益目標達成や事業遂行目的との板挟みにあった場合でも当該コミットメントを維持したか
- 経営層および管理職が従業員の倫理的行動にとって模範となっていたか

(2) 経営層自体が社内文化醸成に向けてどのような言動を採ったか、コンプライアンスの機能不全が生じた場合、経営層自体が個人的責任を負ったか、経営層自体が違反に関与していなかったか

(3) 全管理職が従業員に対してコンプライアンスの重要性を示していたか、管理職自身がコンプライアンスの社内文化醸成に向けてどのような言動をとったか

(4) 取締役会との関係

- コンプライアンスにかかる専門知見の有無
- 取締役会や社外監査役とコンプライアンス部門との連携の有無・程度
- 違反が発生した事業分野を監督するのに際して検討した情報の内容

加えて、コンプライアンス・プログラムの一環としての社内教育とコミュニケーション(Training and Communication)に関して、管理職がコンプライアンス違反の危険信号を認識するための研修などを受けていることも、コンプライアンス・プログラムが有効に機能しているといえるための一要素として明記されました。

3. 人工知能(AI)をはじめとするテクノロジーの導入などに伴う反トラスト法違反リスクへの対処

改訂指針では、ECCPの改訂に平仄を合わせる形で、人工知能(AI)やアルゴリズムによる収益管理ソフトウェアに留意すべき点についても強調されており、具体的にはコンプライアンス・プログラムの有効性にかかる考慮要素として、上記ソフトウェア等のテクノロジーの導入・使用に伴う反トラスト法違反がリスクとして追記されており、DOJにより明示的に認識されたといえます。

背景として、近時、DOJは、人工知能(AI)やアルゴリズムによる収益管理ソフトウェアの普及に伴い、そのようなソフトウェアを通じて協調的な価格設定が行われ、その結果、価格が高止まりしているのではないかという問題意識を有しているように窺えます。例えば、DOJは、家賃の価格操作を嫌疑として提訴したRealpage事件¹⁵では、ソフトウェア会社が、多くの家主から非公表の家賃情報を収集し、アルゴリズムが適

¹⁵ 2024年8月23日付プレスリリース [Office of Public Affairs | Justice Department Sues RealPage for Algorithmic Pricing Scheme that Harms Millions of American Renters | United States Department of Justice](#)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

切な家賃を算出・推奨するといった収益管理ソフトウェアを開発・販売していたところ、かかるソフトウェアは、家主間の機微情報の交換を可能にすることで、価格競争を阻害し、家賃相場の高止まりを招来しているとして反トラスト法違反を主張しています¹⁶。この点いまだ判例は定まっていますが、DOJの問題意識として、これらのソフトウェアで使用される情報の性質・内容や、当該ソフトウェアを利用するユーザの競争行動や市場全体への影響の程度など如何では、反トラスト法違反が成立し得ると考えていることは、コンプライアンス・プログラムの検討を行ううえでも留意すべきです。

以上を踏まえて、企業としては、コンプライアンス・プログラムの一環として、改訂指針に追記された以下の点を検討しなければなりません。

- 新たなテクノロジーの導入に伴う違反リスクの精査
- 当該違反リスクの軽減措置の導入
- コンプライアンス部門の当該テクノロジーへの知見および導入への関与
- 違反リスクを生じさせるおそれのあるテクノロジーの察知および対処法

4. コンプライアンス・プログラムの定期的なレビュー、従業員などのモニタリングおよび監査

コンプライアンス・プログラムの定期的なレビュー、モニタリング、および監査の重要性は本指針でも記載があったところですが、改訂指針でも引き続き重要視されており、追記された以下の点を検討しなければなりません。

- コンプライアンス・プログラムの有効性を定期的に見直しているか(その頻度および方法)
- 雇用およびインセンティブの仕組みを通じた企業倫理の向上に向けたコミットメントの程度
- 上記検討結果を踏まえた会社としての対応策

改訂指針では、関連して以下の項目も効果的なコンプライアンス・プログラムの検討にあたっての考慮要素に追加されました。

- (1) 反トラスト法違反の検証のために従業員間のコミュニケーションをモニタリングする際のプロセスや問題が発覚した場合の措置
- (2) コンプライアンス部門が自社のデータやAIなどのツールを用いてコンプライアンスについて調査することができているか

¹⁶ U.S. et al v. Realpage Inc (M.D. North Carolina, Case No. 1:24-cv-00710) 2024年8月23日付訴状
https://s3.documentcloud.org/documents/25060739/us_et_al_v_realpage_inc_-_1_-_complaint_filed.pdf
当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

5. 匿名通報体制および調査プロセス

改訂指針では、実効性のある匿名通報体制の構築および匿名通報に基づく適切な調査の実施に向けた項目が追加されました。

まず、匿名通報体制について以下の項目が精査されるべきと追記されています。

- (1) 既存の制度や規則が匿名通報を推奨するものか寧ろ阻害するものなのか
- (2) 従業員に対する報復防止措置が講じられているか
- (3) 管理職を含む従業員が、刑事反トラスト報復防止法(Criminal Antitrust Anti-Retaliation Act (CAARA)¹⁷)に基づく報復防止措置および保護に関する適切な研修を受けているか

加えて、会社が締結する秘密保持契約書(NDA)やその他現職および退職従業員に対する制限的な措置が、匿名通報を阻害ないし CAARA に違反する形で用いられていないかを精査すべきとしているため、従業員との間で締結する NDA の内容が、報復のおそれなく匿名通報を可能とすることを保証しているかについて見直しておく必要があります。

匿名通報に基づく適切な調査といえるためには、以下の点を考慮すべきと追記されています。

- (1) 反トラスト法に関する苦情や通報のうちさらなる調査を要すると判断すべき事案は何か
- (2) 会社による調査が独立かつ客観的なものとして適切に実施され、調査結果が適切に書面化されることを確保するための措置
- (3) 調査を誰が実行すべきかについて社内でのどのように判断し、当該判断を誰が行うべきか

6. 終わりに

以上のとおり、改訂指針の公表に伴い、企業がコンプライアンス・プログラムを構築ないし整備するにあたり、反トラスト法遵守のために考慮すべき事項が増加したため、これまで以上に企業側の負担も増加したといえます。改訂指針も、企業によるコンプライアンス・プログラムの効果的な運用に十分なリソースが投入されていることを期待しており、DOJ による調査過程でも、企業がどれほどコンプライアンス・プログラムに投資したかということが根本的に重要な確認事項の一つとして明確化されました。

これらは、反トラスト法違反の予防の観点から重要であるばかりでなく、違反が発生した場合の起訴や量刑判断に影響することになります。そのため、企業はコンプライアンス・プログラムの構築・運用にあたり改訂指針を十分に参照し、経営層および管理職の主導の下、コンプライアンスを社内の文化とし、従業員のコンプ

¹⁷ [15 USC § 7a-3](#)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ライアンス意識を高めるための措置などを講じていく必要性がより高まったといえます。

(執筆者:加賀美 有人、筑井 翔太、齊藤 理木)